

付議案第 17 号

福岡市職員の定年等に関する条例第 3 条第 2 項に規定する教育委員会規則で定めるものを定める規則を廃止する規則案

上記の付議案を提出する。

令和 5 年 3 月 28 日

福岡市教育委員会

教育長 石橋 正信

理由

本件は、福岡市職員の定年等に関する条例（昭和 58 年福岡市条例第 62 号）の一部改正に伴い、福岡市職員の定年等に関する条例第 3 条第 2 項に規定する教育委員会規則で定めるものを定める規則を廃止する必要があるため、福岡市教育委員会事務委任規則第 2 条第 1 項第 2 号の規定により付議するものである。

福岡市職員の定年等に関する条例第 3 条第 2 項に規定する教育委員会規則で定めるものを定める規則を廃止する規則

福岡市職員の定年等に関する条例第 3 条第 2 項に規定する教育委員会規則で定めるものを定める規則（昭和 63 年福岡市教育委員会規則第 7 号）は、廃止する。

附 則

この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

福岡市職員の定年等に関する条例第 3 条第 2 項に規定する教育委員会規則で定めるものを定める規則を廃止する規則案（概要）

1 廃止の理由

福岡市職員の定年等に関する条例の一部改正に伴い、同条例第 3 条第 2 項から教育委員会規則の文言が削除されたため。

【参考】

規 定	現 行	改正後
福岡市職員の定年等に関する条例	<p>(定年)</p> <p>第 3 条 職員の定年は、年齢 <u>60 年</u> とする。</p> <p><u>ただし、保健所等に勤務する医師及び歯科医師で福岡市職員の給与に関する条例（昭和 26 年福岡市条例第 18 号）別表第 2 ア 医療職給料表(1)の適用を受ける職員の定年は、年齢 65 年とする。</u></p> <p>2 <u>前項の規定にかかわらず、美術館の館長若しくは副館長のうち、美術に関する高度の知識及び経験を有する職員又は博物館の館長若しくは副館長のうち、歴史、民俗等に関する高度の知識及び経験を有する職員で、人事委員会の承認を得て、教育委員会規則で定めるもの</u>の定年は、年齢 65 年とする。</p>	<p>(定年)</p> <p>第 3 条 第 3 条 職員の定年は、年齢 <u>65 年</u> とする。</p> <p>2 <u>前項の規定にかかわらず、その職務と責任に特殊性があること又は欠員の補充が困難であることにより定年を年齢 65 年とすることが著しく不相当と認められる職を占める医師及び歯科医師その他の職員として任命権者が定める職員の定年は、65 年を超え 70 年を超えない範囲内で任命権者が定める年齢とする。</u></p>
福岡市職員の定年等に関する条例第 3 条第 2 項に規定する教育委員会規則で定めるものを定める規則	<p>福岡市職員の定年等に関する条例(昭和 58 年福岡市条例第 62 号) 第 3 条第 2 項に規定する<u>教育委員会規則で定めるもの</u>は、次の各号に掲げる職員とする。</p> <p>(1) 美術館の館長又は副館長の欠員補充が困難な場合において、国又は他の地方公共団体において美術に関する高度の知識及び経験を要する職に在職し、その職において定年が年齢 60 年を超えて定められている者で、引き続き美</p>	<p><u>廃止</u></p>

	<p>術館の館長又は副館長に採用された職員</p> <p>(2) 博物館の館長又は副館長の欠員補充が困難な場合において、国又は他の地方公共団体において歴史、民俗等に関する高度の知識及び経験を要する職に在職し、その職において定年が年齢 60 年を超えて定められている者で、引き続き博物館の館長又は副館長に採用された職員</p>	
--	--	--

2 施行期日

令和5年4月1日

付議案第 18 号

福岡市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則第 33 条の 2 に規定する
教育委員会規則で定めるものを定める規則を廃止する規則案

上記の付議案を提出する。

令和 5 年 3 月 28 日

福岡市教育委員会

教育長 石橋 正信

理由

本件は、福岡市職員の定年等に関する条例（昭和 58 年福岡市条例第 62 号）の一部改正に伴い、福岡市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則第 33 条の 2 に規定する教育委員会規則で定めるものを定める規則を廃止する必要があるため、福岡市教育委員会事務委任規則第 2 条第 1 項第 2 号の規定により付議するものである。

福岡市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則第 33 条の 2 に規定する
教育委員会規則で定めるものを定める規則を廃止する規則

福岡市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則第 33 条の 2 に規定する教育委員会規則で定めるものを定める規則（平成 13 年福岡市教育委員会規則第 10 号）は、廃止する。

附 則

この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

福岡市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則第 33 条の 2 に規定する教育委員会規則で定めるものを定める規則を廃止する規則案（概要）

1 廃止の理由

福岡市職員の定年等に関する条例の一部改正に伴い、職員の昇給号給数抑制等年齢の特例の適用範囲が改められたため。

【参考】

規 定	現 行	改正後
福岡市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和 47 年福岡市人事委員会規則第 9 号）	第 33 条の 2 条例第 6 条第 7 項の人事委員会規則で定める職員は、医療職給料表(1)の適用を受ける職員並びに美術館の館長のうち、美術に関する高度の知識及び経験を有する職員又は博物館の館長のうち、歴史、民俗等に関する高度の知識及び経験を有する職員で、教育委員会規則で定めるものとし、同項の人事委員会規則で定める年齢は、57 歳とする。	第 33 条の 2 条例第 6 条第 7 項の人事委員会規則で定める職員は、医療職給料表(1)の適用を受ける職員 とし、同項の人事委員会規則で定める年齢は、57 歳とする。
福岡市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則第 33 条の 2 に規定する教育委員会規則で定めるものを定める規則（平成 13 年福岡市教育委員会規則第 10 号）	福岡市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和 47 年福岡市人事委員会規則第 9 号）第 33 条の 2 に規定する教育委員会規則で定めるものは、福岡市職員の定年等に関する条例（昭和 58 年福岡市条例第 62 号）第 3 条第 2 項の規定に基づく教育委員会規則で定めるものとする。	廃止

2 施行期日

令和 5 年 4 月 1 日

付議案第19号

福岡市立学校の教育職員の管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則案

上記の付議案を提出する。

令和5年3月28日

福岡市教育委員会

教育長 石橋 正信

理由

本件は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）の一部改正による定年年齢の引上げに伴い、国家公務員の取扱いとの均衡から、60歳を超える教育職員に係る管理職員特別勤務手当の特例を設ける必要があるため、福岡市教育委員会事務委任規則第2条第1項第2号の規定により付議するものである。

福岡市立学校の教育職員の管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

福岡市立学校の教育職員の管理職員特別勤務手当に関する規則（平成4年福岡市教育委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「(施行期日)」を付し、附則に次の1項を加える。

（条例附則第5項の規定の適用を受ける教育職員の管理職員特別勤務手当の額）

- 2 条例附則第5項の規定の適用を受ける教育職員に対する第3条第1項及び第4条第1項の規定の適用については、当分の間、第3条第1項本文中「準じる額」とあるのは「準じる額にそれぞれ100分の70を乗じて得た額（その額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円

に切り上げた額)」と、同項ただし書中「それぞれの額」とあるのは「当該100分の70を乗じて得た額」と、第4条第1項中「準じる額」とあるのは「準じる額にそれぞれ100分の70を乗じて得た額（その額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額）」とする。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

福岡市立学校の教育職員の管理職員特別勤務手当に関する規則（平成4年福岡市教育委員会規則第6号）の一部を改正する規則 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>附 則</p> <p>この規則は、平成4年4月1日から施行する。</p>	<p>附 則</p> <p><u>（施行期日）</u></p> <p>1 この規則は、平成4年4月1日から施行する。</p> <p><u>（条例附則第5項の規定の適用を受ける教育職員の管理職員特別勤務手当の額）</u></p> <p>2 <u>条例附則第5項の規定の適用を受ける教育職員に対する第3条第1項及び第4条第1項の規定の適用については、当分の間、第3条第1項本文中「準じる額」とあるのは「準じる額にそれぞれ100分の70を乗じて得た額（その額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額）」と、同項ただし書中「それぞれの額」とあるのは「当該100分の70を乗じて得た額」と、第4条第1項中「準じる額」とあるのは「準じる額にそれぞれ100分の70を乗じて得た額（その額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額）」とする。</u></p>

付議案第 20 号

福岡市立学校の教育職員の管理職手当の額を定める規則の一部を改正する規則
案

上記の付議案を提出する。

令和 5 年 3 月 28 日

福岡市教育委員会

教育長 石橋 正信

理由

本件は、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）の一部改正による定年年齢の引上げに伴い、国家公務員の取扱いとの均衡から、60 歳を超える教育職員に係る管理職手当の特例を設ける必要があるため、福岡市教育委員会事務委任規則第 2 条第 1 項第 2 号の規定により付議するものである。

福岡市立学校の教育職員の管理職手当の額を定める規則の一部を改正する規則

福岡市立学校の教育職員の管理職手当の額を定める規則（平成 20 年福岡市教育委員会規則第 7 号）の一部を次のように改正する。

附則を附則第 1 項とし、同項に見出しとして「(施行期日)」を付し、附則に次の 1 項を加える。

(条例附則第 5 項の規定の適用を受ける教育職員の管理職手当の月額)

- 2 条例附則第 5 項の規定の適用を受ける教育職員に対する第 2 条の規定の適用については、当分の間、同条中「別表に定める額」とあるのは、「別表に定める額に 100 分の 70 を乗じて得た額(その額に、50 円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50 円以上 100 円未満の端数を生じたときはこれを 100 円に切り上げた額)」とする。

附 則

この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

福岡市立学校の教育職員の管理職手当の額を定める規則（平成 20 年福岡市教育委員会規則第 7 号）の一部を改正する規則案 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>附 則</p> <p>この規則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。</p>	<p>附 則</p> <p><u>（施行期日）</u></p> <p><u>1</u> この規則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。</p> <p><u>（条例附則第 5 項の規定の適用を受ける教育職員の管理職手当の月額）</u></p> <p><u>2</u> <u>条例附則第 5 項の規定の適用を受ける教育職員に対する第 2 条の規定の適用については、当分の間、同条中「別表に定める額」とあるのは、「別表に定める額に 100 分の 70 を乗じて得た額（その額に、50 円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50 円以上 100 円未満の端数を生じたときはこれを 100 円に切り上げた額）」とする。</u></p>

福岡市立学校の教育職員の管理職員特別勤務手当に関する規則等の 一部を改正する規則案（概要）

1 改正の理由

地方公務員法（昭和25年法律第261号）の一部改正による定年年齢の引上げに伴い、国家公務員の取扱いとの均衡から、60歳を超える教育職員に係る管理職手当の特例等を設ける必要があるため。

2 改正の内容

給料月額7割措置の適用を受ける60歳を超える教育職員の管理職員特別勤務手当及び管理職手当の額を60歳前の7割とする規定の整備を行う。

【付議案第19号】福岡市立学校の教育職員の管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則案

【付議案第20号】福岡市立学校の教育職員の管理職手当の額を定める規則の一部を改正する規則案

3 施行期日

令和5年4月1日

付議案第 21 号

へき地等学校の指定に関する規則の一部を改正する規則案

上記の付議案を提出する。

令和 5 年 3 月 28 日

福岡市教育委員会

教育長 石橋 正信

理由

本件は、福岡市立学校職員の給与に関する条例(昭和 29 年福岡市条例第 12 号)第 10 条の 5 第 1 項の規定に基づくへき地等学校の指定に当たり、特別の地域に所在する学校の指定に係る改正を行う必要があるため、福岡市教育委員会事務委任規則第 2 条第 1 項第 2 号の規定により付議するものである。

へき地等学校の指定に関する規則の一部を改正する規則

へき地等学校の指定に関する規則(平成 29 年福岡市教育委員会規則第 1 号)の一部を次のように改正する。

第 1 条中「へき地学校」を「へき地等学校」に改める。

第 2 条中「別表」を「別表第 1」に改める。

本則に次の 1 条を加える。

(特別の地域に所在する学校)

第 3 条 条例第 10 条の 3 第 1 項に規定する特別の地域に所在する学校は、別表第 2 のとおりとする。

別表を別表第 1 とし、同表の次に次の 1 表を加える。

別表第2

所在地	学校名
福岡市東区大字志賀島	福岡市立志賀島小学校

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

へき地等学校の指定に関する規則（平成 29 年福岡市教育委員会規則第 1 号）の一部を改正する規則案 新旧対照表

現 行	改 正 案				
<p>(趣旨)</p> <p>第 1 条 この規則は、福岡市立学校職員の給与に関する条例(昭和 29 年福岡市条例第 12 号。以下「条例」という。)</p> <p>第 10 条の 4 の規定に基づき、<u>へき地学校</u>を指定するものとする。</p> <p>(へき地学校)</p> <p>第 2 条 条例第 10 条の 2 第 1 項に規定するへき地学校は、<u>別表</u>のとおりとする。</p> <p>(追加)</p> <p><u>別表</u> (略)</p> <p>(追加)</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第 1 条 この規則は、福岡市立学校職員の給与に関する条例(昭和 29 年福岡市条例第 12 号。以下「条例」という。)</p> <p>第 10 条の 4 の規定に基づき、<u>へき地等学校</u>を指定するものとする。</p> <p>(へき地学校)</p> <p>第 2 条 条例第 10 条の 2 第 1 項に規定するへき地学校は、<u>別表第 1</u>のとおりとする。</p> <p>(<u>特別の地域に所在する学校</u>)</p> <p><u>第 3 条 条例第 10 条の 3 第 1 項に規定する特別の地域に所在する学校は、別表第 2 のとおりとする。</u></p> <p><u>別表第 1</u> (略)</p> <p><u>別表第 2</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;"><u>所 在 地</u></th> <th style="text-align: center;"><u>学 校 名</u></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;"><u>福岡市東区大字志賀島</u></td> <td style="text-align: center;"><u>福岡市立志賀島小学校</u></td> </tr> </tbody> </table>	<u>所 在 地</u>	<u>学 校 名</u>	<u>福岡市東区大字志賀島</u>	<u>福岡市立志賀島小学校</u>
<u>所 在 地</u>	<u>学 校 名</u>				
<u>福岡市東区大字志賀島</u>	<u>福岡市立志賀島小学校</u>				

へき地等学校の指定に関する規則の一部を改正する規則案（概要）

1 改正の理由

本件は、福岡市立学校職員の給与に関する条例(昭和29年福岡市条例第12号)第10条の5第1項の規定に基づくへき地等学校の指定に当たり、特別の地域に所在する学校の指定に係る改正を行う必要があるもの。

2 改正の概要

特別の地域に所在する学校として、新たに「志賀島小学校」を指定するもの。

「へき地等学校」

へき地学校、準へき地学校及び特別の地域に所在する学校

「へき地手当」

へき地学校及び準へき地学校に勤務する教職員に支給する手当

「へき地手当に準ずる手当」

へき地等学校への異動に伴い住居を移転した教職員に支給する手当

別表第1 へき地学校 ※変更なし。

学 校 名	所 在 地	級 地
福岡市立勝馬小学校	福岡市東区大字勝馬	1級地
福岡市立曲渕小学校	福岡市早良区大字曲渕	1級地
福岡市立能古小学校	福岡市西区能古	1級地
福岡市立能古中学校	福岡市西区能古	1級地
福岡市立玄界小学校	福岡市西区大字玄界島	2級地
福岡市立玄界中学校	福岡市西区大字玄界島	2級地
福岡市立小呂小学校	福岡市西区大字小呂島	5級地
福岡市立小呂中学校	福岡市西区大字小呂島	5級地

別表第2 特別の地域に所在する学校 ※新たに指定するもの。

学 校 名	所 在 地
福岡市立志賀島小学校	福岡市東区大字志賀島

3 施行期日

令和5年4月1日

付議案第22号

福岡市立学校の会計年度任用職員の給与に関する規則の一部を改正する規則案

上記の付議案を提出する。

令和5年3月28日

福岡市教育委員会

教育長 石橋 正信

理由

本件は、福岡市立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（令和4年福岡市条例第65号）により教育職給料表が改定されたことに鑑み、会計年度任用職員の給与の改定を行う必要があるため、福岡市教育委員会事務委任規則第2条第1項第2号の規定により付議するものである。

福岡市立学校の会計年度任用職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

福岡市立学校の会計年度任用職員の給与に関する規則（令和元年福岡市教育委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1

1 給料表(1)

	A	B
号 給	給料月額	給料月額
	円	円
1	164,100	209,800
2	165,600	211,400
3	167,100	213,000
4	168,600	214,600
5	170,200	216,100
6	172,000	217,700
7	173,800	219,300
8	175,600	220,900
9	177,400	222,600
10	179,400	224,300
11	181,400	226,000
12	183,400	227,700
13	185,300	229,400
14	187,400	231,200
15	189,500	233,000
16	191,600	234,800
17	193,800	236,500
18	196,200	238,000
19	198,600	239,500
20	201,000	241,000
21	203,300	
22	204,900	
23	206,500	
24	208,100	

備考 この表のうち、Aは第2条第3項第1号に掲げる職務に従事する職員に適用し、Bは同項第2号に掲げる職務に従事する職員に適用する。

2 給料表(3)

号 給	給料月額
	円
1	209,800
2	211,300
3	213,000
4	214,600
5	216,100
6	217,800
7	219,500
8	221,200
9	222,600
10	224,400
11	226,200
12	227,900
13	229,400
14	231,200
15	233,000
16	234,800
17	236,500
18	238,200
19	239,800
20	241,400

備考 この表は、第
2条第3項第3
号に掲げる職務
に従事する職員
に適用する。

3 給料表(4)

号 給	給料月額
	円
1	209,800
2	211,200
3	212,800
4	214,300
5	216,000
6	217,700
7	219,400
8	221,100
9	222,400
10	224,100
11	225,800
12	227,400
13	228,800
14	230,500
15	232,200
16	233,900
17	235,500
18	237,200
19	238,800
20	240,400

備考 この表は、第
2条第3項第4
号に掲げる職務
に従事する職員
に適用する。

別表第2

給料の調整額定額表

区 分	給 料 の 調 整 額		
第2条第3項第1号に掲げる職務に従事する職員のうち教育長が定めるもの	9,000円。ただし、	1号給 2号給 3号給 4号給 5号給 6号給 7号給 8号給 9号給 10号給 11号給 12号給 13号給 14号給 15号給 16号給 17号給 18号給 19号給	7,384円 7,452円 7,519円 7,587円 7,659円 7,740円 7,821円 7,902円 7,983円 8,073円 8,163円 8,253円 8,338円 8,433円 8,527円 8,622円 8,721円 8,829円 8,937円
第2条第3項第2号に掲げる職務に従事する職員のうち教育長が定めるもの	9,000円		
第2条第3項第3号に掲げる職務に従事する職員のうち教育長が定めるもの	8,900円		
第2条第3項第4号に掲げる職務に従事する職員のうち教育長が定めるもの	8,400円		

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

福岡市立学校の会計年度任用職員の給与に関する規則（令和元年福岡市教育委員会規則第8号）の一部を改正する規則案 新旧対照表

現 行			改 正 案		
別表第1			別表第1		
1 給料表(1)			1 給料表(1)		
	A	B		A	B
号 給	給料月額	給料月額	号 給	給料月額	給料月額
	円	円		円	円
1	159,700	206,500	1	164,100	209,800
2	161,200	208,100	2	165,600	211,400
3	162,700	209,700	3	167,100	213,000
4	164,200	211,300	4	168,600	214,600
5	165,800	212,800	5	170,200	216,100
6	167,600	214,400	6	172,000	217,700
7	169,400	216,000	7	173,800	219,300
8	171,200	217,600	8	175,600	220,900
9	173,000	219,300	9	177,400	222,600
10	175,000	221,000	10	179,400	224,300
11	177,000	222,700	11	181,400	226,000
12	179,000	224,400	12	183,400	227,700
13	181,000	226,200	13	185,300	229,400
14	183,200	228,000	14	187,400	231,200
15	185,400	229,800	15	189,500	233,000
16	187,600	231,600	16	191,600	234,800
17	189,800	233,300	17	193,800	236,500
18	192,300	234,900	18	196,200	238,000
19	194,800	236,500	19	198,600	239,500
20	197,300	238,100	20	201,000	241,000
21	199,900		21	203,300	
22	201,600		22	204,900	
23	203,300		23	206,500	
24	205,000		24	208,100	
備考 この表のうち、Aは第2条第3項第1号に掲げる職務に従事する職員に適用し、Bは同項第2号に掲げる職務に従事する職員に適用する。			備考 この表のうち、Aは第2条第3項第1号に掲げる職務に従事する職員に適用し、Bは同項第2号に掲げる職務に従事する職員に適用する。		

現 行		改 正 案	
2 給料表(3)		2 給料表(3)	
号 給	給料月額	号 給	給料月額
	円		円
1	206,500	1	209,800
2	208,000	2	211,300
3	209,700	3	213,000
4	211,300	4	214,600
5	212,800	5	216,100
6	214,500	6	217,800
7	216,200	7	219,500
8	217,900	8	221,200
9	219,300	9	222,600
10	221,100	10	224,400
11	222,900	11	226,200
12	224,700	12	227,900
13	226,200	13	229,400
14	228,000	14	231,200
15	229,800	15	233,000
16	231,600	16	234,800
17	233,300	17	236,500
18	235,000	18	238,200
19	236,600	19	239,800
20	238,200	20	241,400
備考 この表は、第2条第3項第3号に掲げる職務に従事する職員に適用する。		備考 この表は、第2条第3項第3号に掲げる職務に従事する職員に適用する。	

現 行		改 正 案	
3 給料表(4)		3 給料表(4)	
号 給	給料月額	号 給	給料月額
	円		円
1	206,500	1	209,800
2	207,900	2	211,200
3	209,500	3	212,800
4	211,000	4	214,300
5	212,700	5	216,000
6	214,400	6	217,700
7	216,100	7	219,400
8	217,800	8	221,100
9	219,100	9	222,400
10	220,800	10	224,100
11	222,500	11	225,800
12	224,200	12	227,400
13	225,600	13	228,800
14	227,300	14	230,500
15	229,000	15	232,200
16	230,700	16	233,900
17	232,300	17	235,500
18	234,000	18	237,200
19	235,600	19	238,800
20	237,200	20	240,400
備考 この表は、第2条第3項第4号に掲げる職務に従事する職員に適用する。		備考 この表は、第2条第3項第4号に掲げる職務に従事する職員に適用する。	

現 行

別表第 2

給料の調整額定額表

区 分	給 料 の 調 整 額
第 2 条 第 3 項 第 1 号 に掲げる職務に従事 する職員のうち教育 長が定めるもの	9,200円。ただし、
	1号給 7,186円
	2号給 7,254円
	3号給 7,321円
	4号給 7,389円
	5号給 7,461円
	6号給 7,542円
	7号給 7,623円
	8号給 7,704円
	9号給 7,785円
	10号給 7,875円
	11号給 7,965円
	12号給 8,055円
	13号給 8,145円
	14号給 8,244円
	15号給 8,343円
	16号給 8,442円
	17号給 8,541円
	18号給 8,653円
	19号給 8,766円
	20号給 8,878円
	21号給 8,995円
	22号給 9,072円
23号給 9,148円	
第 2 条 第 3 項 第 2 号 に掲げる職務に従事 する職員のうち教育 長が定めるもの	9,200円
第 2 条 第 3 項 第 3 号 に掲げる職務に従事 する職員のうち教育 長が定めるもの	8,900円
第 2 条 第 3 項 第 4 号 に掲げる職務に従事 する職員のうち教育 長が定めるもの	8,300円

改 正 案

別表第 2

給料の調整額定額表

区 分	給 料 の 調 整 額																																						
第 2 条 第 3 項 第 1 号 に掲げる職務に従事 する職員のうち教育 長が定めるもの	9,000円。ただし、 <table style="margin-left: 20px;"> <tr><td>1 号給</td><td>7,384円</td></tr> <tr><td>2 号給</td><td>7,452円</td></tr> <tr><td>3 号給</td><td>7,519円</td></tr> <tr><td>4 号給</td><td>7,587円</td></tr> <tr><td>5 号給</td><td>7,659円</td></tr> <tr><td>6 号給</td><td>7,740円</td></tr> <tr><td>7 号給</td><td>7,821円</td></tr> <tr><td>8 号給</td><td>7,902円</td></tr> <tr><td>9 号給</td><td>7,983円</td></tr> <tr><td>10 号給</td><td>8,073円</td></tr> <tr><td>11 号給</td><td>8,163円</td></tr> <tr><td>12 号給</td><td>8,253円</td></tr> <tr><td>13 号給</td><td>8,338円</td></tr> <tr><td>14 号給</td><td>8,433円</td></tr> <tr><td>15 号給</td><td>8,527円</td></tr> <tr><td>16 号給</td><td>8,622円</td></tr> <tr><td>17 号給</td><td>8,721円</td></tr> <tr><td>18 号給</td><td>8,829円</td></tr> <tr><td>19 号給</td><td>8,937円</td></tr> </table>	1 号給	7,384円	2 号給	7,452円	3 号給	7,519円	4 号給	7,587円	5 号給	7,659円	6 号給	7,740円	7 号給	7,821円	8 号給	7,902円	9 号給	7,983円	10 号給	8,073円	11 号給	8,163円	12 号給	8,253円	13 号給	8,338円	14 号給	8,433円	15 号給	8,527円	16 号給	8,622円	17 号給	8,721円	18 号給	8,829円	19 号給	8,937円
1 号給	7,384円																																						
2 号給	7,452円																																						
3 号給	7,519円																																						
4 号給	7,587円																																						
5 号給	7,659円																																						
6 号給	7,740円																																						
7 号給	7,821円																																						
8 号給	7,902円																																						
9 号給	7,983円																																						
10 号給	8,073円																																						
11 号給	8,163円																																						
12 号給	8,253円																																						
13 号給	8,338円																																						
14 号給	8,433円																																						
15 号給	8,527円																																						
16 号給	8,622円																																						
17 号給	8,721円																																						
18 号給	8,829円																																						
19 号給	8,937円																																						
第 2 条 第 3 項 第 2 号 に掲げる職務に従事 する職員のうち教育 長が定めるもの	9,000円																																						
第 2 条 第 3 項 第 3 号 に掲げる職務に従事 する職員のうち教育 長が定めるもの	8,900円																																						
第 2 条 第 3 項 第 4 号 に掲げる職務に従事 する職員のうち教育 長が定めるもの	8,400円																																						

福岡市立学校の会計年度任用職員の給与に関する規則の一部を改正する規則案（概要）

1 改正の理由

福岡市立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（令和4年福岡市条例第65号）により教育職給料表等が改定されたことに鑑み、会計年度任用職員の給与の改定を行う必要がある。

2 改正の内容

（1）給料表の改定

常勤職員に適用される教育職給料表の改定に伴い、会計年度任用職員の給料表の改定を行う。

（2）給料の調整額定額表の改定

常勤職員に適用される給料の調整額定額表の改定に伴い、会計年度任用職員の給料の調整額定額表の改定を行う。

3 施行期日

令和5年4月1日

付議案第 23 号

福岡市教育委員会職員の育児又は介護を行う職員の深夜勤務の制限に関する規程の一部改正案

上記の付議案を提出する。

令和 5 年 3 月 28 日

福岡市教育委員会

教育長 石橋 正信

理由

本件は、育児又は介護を行う職員の職業生活と家庭生活の両立支援の観点から、育児又は介護を行う常勤職員の深夜勤務の制限の対象となる子の範囲を拡大することに伴い、所要の改正を行う必要があるため、福岡市教育委員会事務委任規則第 2 条第 1 項第 2 号の規定により付議するものである。

福岡市教育委員会職員の育児又は介護を行う職員の深夜勤務の制限に関する規程の一部改正

福岡市教育委員会職員の育児又は介護を行う職員の深夜勤務の制限に関する規程（平成 11 年福岡市教育委員会訓令第 1 号）の一部を次のように改正し、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

第 2 条及び第 5 条中「小学校就学の始期に達するまでの」を「満 9 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日（地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 22 条の 2 第 1 項に規定する会計年度任用職員にあっては、小学校就学の始期に達する日）までの間にある」に改める。

○福岡市教育委員会職員の育児又は介護を行う職員の深夜勤務の制限に関する規程
 (平成 11 年福岡市教育委員会訓令第 1 号)

旧	新
<p>第 1 条 (略)</p> <p>(育児を行う職員による深夜勤務の制限の請求)</p> <p>第 2 条 <u>小学校就学の始期に達するまで</u>の子(育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成 3 年法律第 76 号)第 2 条第 1 号において子に含まれるものとされる者(以下「特別養子縁組の成立前の監護対象者等」という。)を含む。以下同じ。)のある職員(職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜において常態として当該子を養育することができるものとして教育長が定める者に該当する場合における当該職員を除く。)であって深夜勤務の制限の承認を受けようとするものは、深夜勤務の制限を請求する一の期間(6 月以内の期間に限る。)について、その初日及び末日とする日を明らかにして、当該初日とする日の 1 月前までに、書面により所属長を経て職員部長(以下「部長」という。)に請求を行うものとする。ただし、当該請求を行う時期については、真にやむを得ない事由があると教育長が認めるときは、この限りでない。</p>	<p>第 1 条 (略)</p> <p>(育児を行う職員による深夜勤務の制限の請求)</p> <p>第 2 条 <u>満 9 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日(地方公務員法(昭和 25 年法律第 261 号)第 22 条の 2 第 1 項に規定する会計年度任用職員にあつては、小学校就学の始期に達する日)までの間にある子</u>(育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成 3 年法律第 76 号)第 2 条第 1 号において子に含まれるものとされる者(以下「特別養子縁組の成立前の監護対象者等」という。)を含む。以下同じ。)のある職員(職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜において常態として当該子を養育することができるものとして教育長が定める者に該当する場合における当該職員を除く。)であって深夜勤務の制限の承認を受けようとするものは、深夜勤務の制限を請求する一の期間(6 月以内の期間に限る。)について、その初日及び末日とする日を明らかにして、当該初日とする日の 1 月前までに、書面により所属長を経て職員部長(以下「部長」という。)に請求を行うものとする。ただし、当該請求を行う時期については、真にやむを得ない事由があると教育長が認めるときは、この限りでない。</p>

第3条・第4条 (略)

(介護を行う職員の深夜勤務の制限)

第5条 前3条(前条第1項第4号及び第5号を除く。)の規定は、条例第11条の2第1項の介護休暇が与えられる職員により介護をされるべき者として同項に規定する要件を満たす者(以下「要介護者」という。)を介護する職員について準用する。この場合において、第2条中「小学校就学の始期に達するまでの子(育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成3年法律第76号)第2条第1号において子に含まれるものとされる者(以下「特別養子縁組の成立前の監護対象者等」という。)を含む。以下同じ。)のある職員(職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜において常態として当該子を養育することができるものとして教育長が定める者に該当する場合における当該職員を除く。)」とあるのは「要介護者のある職員」と、前条第1項第1号中「子」とあるのは「要介護者」と、同項第2号中「子が離縁又は養子縁組の取消しにより当該承認を受けた職員の子でなくなった」とあるのは「要介護者と当該承認を受けた職員との親族関係(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の関係を含む。)が消滅した」と、同項第3号中「子」とあるのは「要介護者(配偶者、父母、子、祖父母、兄弟姉妹、孫及び配偶者の父母を除く。)」と読み替えるものとする。

第3条・第4条 (略)

(介護を行う職員の深夜勤務の制限)

第5条 前3条(前条第1項第4号及び第5号を除く。)の規定は、条例第11条の2第1項の介護休暇が与えられる職員により介護をされるべき者として同項に規定する要件を満たす者(以下「要介護者」という。)を介護する職員について準用する。この場合において、第2条中「満9歳に達する日以後の最初の3月31日(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員にあっては、小学校就学の始期に達する日)までの間にある子(育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成3年法律第76号)第2条第1号において子に含まれるものとされる者(以下「特別養子縁組の成立前の監護対象者等」という。)を含む。以下同じ。)のある職員(職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜において常態として当該子を養育することができるものとして教育長が定める者に該当する場合における当該職員を除く。)」とあるのは「要介護者のある職員」と、前条第1項第1号中「子」とあるのは「要介護者」と、同項第2号中「子が離縁又は養子縁組の取消しにより当該承認を受けた職員の子でなくなった」とあるのは「要介護者と当該承認を受けた職員との親族関係(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の関係を含む。)が消滅した」と、同項第

<p>以下略</p>	<p>3号中「子」とあるのは「要介護者（配偶者、父母、子、祖父母、兄弟姉妹、孫及び配偶者の父母を除く。）」と読み替えるものとする。</p> <p>以下略</p>
------------	--

福岡市教育委員会職員の育児又は介護を行う職員の深夜勤務の制限に関する規程の一部改正案（概要）

1 改正の理由

育児又は介護を行う職員の職業生活と家庭生活の両立支援の観点から、育児又は介護を行う常勤職員の深夜勤務の制限の対象となる子の範囲を拡大するため。

2 改正の内容

育児を行う常勤職員の深夜勤務の制限の対象となる子の範囲を「満9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子」まで拡大するもの。

【改正前】

小学校就学の始期に達するまでの子

【改正後】

満9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子

「深夜勤務の制限」

職員が育児又は介護を行うために請求し、その請求が承認された場合においては、所属長は、当該職員に深夜（午後10時～午前5時）を含む勤務時間に勤務を割り振り、又は深夜に正規の勤務時間外の勤務を命じることはできない制度

3 施行期日

令和5年4月1日

付議案第 24 号

福岡市教育委員会職員の介護休暇等の取扱いに関する規程の一部改正案

上記の付議案を提出する。

令和 5 年 3 月 28 日

福岡市教育委員会

教育長 石橋 正信

理由

本件は、福岡市職員の勤務時間及びその他の勤務条件に関する条例（昭和 26 年福岡市条例第 55 号）の一部改正により、用語の定義が改められたこと等に伴い、所要の改正を行う必要があるため、福岡市教育委員会事務委任規則第 2 条第 1 項第 2 号の規定により付議するものである。

福岡市教育委員会職員の介護休暇等の取扱いに関する規程の一部改正

福岡市教育委員会職員の介護休暇等の取扱いに関する規程（平成 6 年福岡市教育委員会訓令第 9 号）の一部を次のように改正し、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

第 2 条の見出しを「(要介護者の範囲)」に改め、同条中「及び第 5 号」を削り、同条第 2 号中「届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む」を「条例第 9 条第 11 号に規定する配偶者をいう」に改め、同条第 3 号から第 5 号までを削る。

第 9 条中「地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 28 条の 5 第 1 項に規定する短時間勤務の職を占める職員」を「条例第 3 条第 3 項に規定する短時間勤務職員」に改める。

○福岡市教育委員会職員の介護休暇等の取扱いに関する規程（平成6年福岡市教育委員会訓令第9号）

旧	新
<p>第1条 （略）</p> <p style="text-align: center;"><u>（被介護者の範囲）</u></p> <p>第2条 条例第11条の2第1項の任命権者が定める者は、次に掲げる者（第2号及び<u>第5号</u>に掲げる者にあつては、職員と同居しているものに限る。）とする。</p> <p>(1) 祖父母、孫及び兄弟姉妹</p> <p>(2) 職員又は配偶者（<u>届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。</u>）との間において事実上父母と同様の関係にあると認められる者及び職員との間において事実上子と同様の関係にあると認められる者で教育長が定めるもの</p> <p>(3) <u>職員と婚姻関係と異ならない程度の実体を備える共同生活を営む関係にある者で教育長が定めるもの</u></p> <p>(4) <u>前号に掲げる者の父母</u></p> <p>(5) <u>第3号に掲げる者との間において事実上父母と同様の関係にあると認められる者で教育長が定めるもの</u></p> <p>第3条～第8条 （略）</p> <p style="text-align: center;">（介護時間を取得することができない職員）</p> <p>第9条 介護時間を取得することができない職員は、1週間の勤務日が3日（週以外の期間によって勤務日が定められている場合にあつては、1年間の勤務日</p>	<p>第1条 （略）</p> <p style="text-align: center;"><u>（要介護者の範囲）</u></p> <p>第2条 条例第11条の2第1項の任命権者が定める者は、次に掲げる者（第2号に掲げる者にあつては、職員と同居しているものに限る。）とする。</p> <p>(1) 祖父母、孫及び兄弟姉妹</p> <p>(2) 職員又は配偶者（<u>条例第9条第11号に規定する配偶者をいう。</u>）との間において事実上父母と同様の関係にあると認められる者及び職員との間において事実上子と同様の関係にあると認められる者で教育長が定めるもの</p> <p>(3)～(5) （削る）</p> <p>第3条～第8条 （略）</p> <p style="text-align: center;">（介護時間を取得することができない職員）</p> <p>第9条 介護時間を取得することができない職員は、1週間の勤務日が3日（週以外の期間によって勤務日が定められている場合にあつては、1年間の勤務日</p>

が121日)以上であって、1日につき定められた勤務時間が6時間15分以上である勤務日がある非常勤職員以外の非常勤職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。))とする。

以下略

が121日)以上であって、1日につき定められた勤務時間が6時間15分以上である勤務日がある非常勤職員以外の非常勤職員(条例第3条第3項に規定する短時間勤務職員を除く。))とする。

以下略

福岡市教育委員会職員の介護休暇等の取扱いに関する規程の 一部改正案（概要）

1 改正の理由

福岡市職員の勤務時間及びその他の勤務条件に関する条例（昭和26年福岡市条例第55号）の一部改正により、用語の定義が改められたこと等に伴い、所要の改正を行う必要があるため。

2 改正の内容

(1) 介護休暇等の対象者に係る表記について

「被介護者」を「要介護者」に改める。

(2) 対象となる配偶者について

配偶者の定義にパートナーシップを形成した者を加える。

(3) その他

地方公務員法の一部改正に伴う所要の規定の整備を行う。

3 施行期日

令和5年4月1日

付議案第 25 号

特殊な勤務に従事する福岡市教育委員会職員の勤務時間等に関する規程の一部
改正案

上記の付議案を提出する。

令和 5 年 3 月 28 日

福岡市教育委員会

教育長 石橋 正信

理由

本件は、令和 5 年度教育委員会組織編成及び業務内容を考慮した新たな勤務時間を設けることに伴い、所要の改正を行う必要があるため、福岡市教育委員会事務委任規則第 2 条第 1 項第 2 号の規定により付議するものである。

特殊な勤務に従事する福岡市教育委員会職員の勤務時間等に関する規程の一部
改正

特殊な勤務に従事する福岡市教育委員会職員の勤務時間等に関する規程（平成 3 年福岡市教育委員会訓令第 2 号）の一部を次のように改正し、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

別表市民センターの項を次のように改める。

安全・ 安心推 進課	全職員	4	38 時 間 45 分	A	午前8時45分から 午後5時30分まで	正午から午後 1時まで	日曜日及び 土曜日とす る。
				B	午前9時15分から 午後6時まで		
				C	午後1時から午後9 時30分まで	勤務時間の途 中において45 分を与える。	

○特殊な勤務に従事する福岡市教育委員会職員の勤務時間等に関する規程（平成3年福岡市教育委員会訓令第2号）

旧						新							
別表						別表							
特殊勤務職	1週 の規 正の 勤務 時間		勤務時間	休憩 時間	勤務 を し な い 日	休 日	特殊勤務職	1週 の規 正の 勤務 時間		勤務時間	休憩 時間	勤務 を し な い 日	休 日
	週 数	時 間 数						週 数	時 間 数				
(略)						(略)							
学校給食センター	(略)					(略)							
市民センター 全職員	4	3 8 時 間 4 5 分	A	午前 8 時 45 分から 午後 5 時 30 分まで	正 午 から 午後 1時 まで	日 曜 及 土 日 曜 と す る。	安 全 ・ 安 心 推 進 課 全職員	4	3 8 時 間 4 5 分	A	午前 8 時 45 分から 午後 5 時 30 分まで	正 午 から 午後 1時 まで	日 曜 及 土 日 曜 と す る。
			B	午前 9 時 15 分から 午後 6 時まで						B	午前 9 時 15 分から 午後 6 時まで		
			C	午前 9 時 45 分から 午後 6 時 30 分まで						勤務 時 間 の 中 に お い て 45 分 を 与 え る。	午後 1 時から 午後 9 時 30 分 まで		
			D	午前 10 時 15 分から 午後 7 時まで									
			E	午前 10 時 45 分から 午後 7 時 30 分まで									

特殊な勤務に従事する福岡市教育委員会職員の勤務時間等に関する規程の一部改正案（概要）

1 改正の理由

令和5年度教育委員会組織編成及び業務内容を考慮した新たな勤務時間を設ける必要があるため。

2 改正の内容

(1) 市民センターについて

令和5年度の組織編成で各区の生涯学習推進課の職員の兼務先が市民センターから生涯学習課へ変更になったことに伴い、市民センターの職員が特殊な勤務に従事する必要がなくなったことから、市民センターに係る規定を削除する。

(2) 安全・安心推進課について

安全・安心推進課内に学校法務担当課長を新設することに伴い、正規の勤務時間外における学校の事案に対する法的観点からの助言・指導・相談対応が、年間を通じて一定程度見込まれることから、新たな勤務時間を追加する。

特殊勤務職員		1週間の正規の勤務時間		勤務時間	休憩時間	勤務を要しない日	休日
		週数	時間数				
安全・安心推進課	全職員	4	38 時間 45 分	A 午前8時45分から 午後5時30分まで	正午から午後1時まで	日曜日 及び土曜日とする。	
				B 午前9時15分から 午後6時まで			
				C 午後1時から 午後9時30分まで			

3 施行期日

令和5年4月1日

付議案第 26 号

福岡市立の学校において環境整備等に関する業務に従事する職員の業務分掌等
に関する規程の一部改正案

上記の付議案を提出する。

令和 5 年 3 月 28 日

福岡市教育委員会

教育長 石橋 正信

理由

本件は、各拠点校に非常勤学校用務員を配置することに伴い、学校用務員の業務の追加等の所要の改正を行う必要があるため、福岡市教育委員会事務委任規則第 2 条第 1 項第 2 号の規定により付議するものである。

福岡市立の学校において環境整備等に関する業務に従事する職員の業務分掌等
に関する規程の一部改正

福岡市立の学校において環境整備等に関する業務に従事する職員の業務分掌等に関する規程（平成 5 年福岡市教育委員会訓令第 2 号）の一部を次のように改正し、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

第 1 条中「である学校用務員」の次に「(以下「非常勤学校用務員」という。)」を加える。

第 2 条中第 4 号を第 5 号とし、第 3 号を第 4 号とし、第 2 号の次に次の 1 号を加える。

(3) 非常勤学校用務員の指導、助言等に関する業務

福岡市立の学校において環境整備等に関する業務に従事する職員の業務分掌等に関する規程（平成5年福岡市教育委員会訓令第2号） 新旧対照表

旧	新
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規程は、福岡市立の学校（以下「学校」という。）において環境整備等に関する業務に従事する福岡市教育委員会の任命に係る学校用務員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項各号に掲げる職員である学校用務員を除く。以下「職員」という。）の業務分掌等に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(業務内容等)</p> <p>第2条 職員は、校長の指揮監督のもとに、次の業務に従事するものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p><u>(3)</u> (略)</p> <p><u>(4)</u> (略)</p> <p>以下略</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規程は、福岡市立の学校（以下「学校」という。）において環境整備等に関する業務に従事する福岡市教育委員会の任命に係る学校用務員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項各号に掲げる職員である学校用務員<u>（以下「非常勤学校用務員」という。）</u>を除く。以下「職員」という。）の業務分掌等に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(業務内容等)</p> <p>第2条 職員は、校長の指揮監督のもとに、次の業務に従事するものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p><u>(3) 非常勤学校用務員の指導、助言等に関する業務</u></p> <p><u>(4)</u> (略)</p> <p><u>(5)</u> (略)</p> <p>以下略</p>

福岡市立の学校において環境整備等に関する業務に従事する職員の 業務分掌等に関する規程の一部改正案（概要）

1 改正の理由

各拠点校に非常勤学校用務員を配置することに伴い、学校用務員の業務の追加等の必要の改正を行う必要があるため。

2 改正の内容

(1) 学校用務員の業務の追加

各拠点校に非常勤学校用務員を配置することに伴い、学校用務員の業務内容に非常勤学校用務員の指導、助言等に関する業務を追加する。

(2) その他

所要の規定の整備を行う。

3 施行期日

令和5年4月1日

付議案第27号

定数外職員の身分取扱に関する規則の一部を改正する規則案

上記の付議案を提出する。

令和5年3月28日

福岡市教育委員会

教育長 石橋 正信

理由

地方公務員法（昭和25年法律第261号）の一部改正に伴い、所要の規定の整備を行う必要があるため、福岡市教育委員会事務委任規則第2条第1項第2号の規定により付議するものである。

定数外職員の身分取扱に関する規則の一部を改正する規則

定数外職員の身分取扱に関する規則（昭和30年福岡市教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

○定数外職員の身分取扱に関する規則（昭和30年福岡市教育委員会規則第5号）

旧	新
<p>(目的)</p> <p>第1条 この規則は、法令等に別段の定めがある場合を除くほか、福岡市教育委員会の任命に係る地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第3条第2項に規定する一般職の職員で、福岡市職員定数条例（昭和27年福岡市条例第10号）の適用を受けない者（<u>法第28条の5第1項</u>に規定する短時間勤務の職を占める職員、法第22条の2第1項各号に掲げる職員及び臨時的に任用された職員（臨時的任用を行う日から1年以内に廃止することが予想される臨時の職に任用されたものに限る。）を除く。以下「定数外職員」という。）の任用、勤務時間、有給休暇その他身分取扱に関する事項を定めることを目的とする。</p> <p>以下略</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この規則は、法令等に別段の定めがある場合を除くほか、福岡市教育委員会の任命に係る地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第3条第2項に規定する一般職の職員で、福岡市職員定数条例（昭和27年福岡市条例第10号）の適用を受けない者（<u>法第22条の4第1項</u>に規定する短時間勤務の職を占める職員、法第22条の2第1項各号に掲げる職員及び臨時的に任用された職員（臨時的任用を行う日から1年以内に廃止することが予想される臨時の職に任用されたものに限る。）を除く。以下「定数外職員」という。）の任用、勤務時間、有給休暇その他身分取扱に関する事項を定めることを目的とする。</p> <p>以下略</p>

付議案第 28 号

単純な労務に雇用される職員の就業規則の一部を改正する規則案

上記の付議案を提出する。

令和 5 年 3 月 28 日

福岡市教育委員会

教育長 石橋 正信

理由

本件は、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）の一部改正に伴い、所要の規定の整備を行う必要があるため、福岡市教育委員会事務委任規則第 2 条第 1 項第 2 号の規定により付議するものである。

単純な労務に雇用される職員の就業規則の一部を改正する規則

単純な労務に雇用される職員の就業規則（昭和 29 年福岡市教育委員会規則第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 4 項中「第 28 条の 5 第 1 項」を「第 22 条の 4 第 1 項」に改める。

附 則

この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

○単純な労務に雇用される職員の就業規則（昭和 29 年福岡市教育委員会規則第 5 号）

旧	新
<p>第 1 条 （略）</p> <p>（勤務時間等）</p> <p>第 2 条 （略）</p> <p>2・3 （略）</p> <p>4 前 3 項の規定にかかわらず、地方公務員法第28条の 5 第 1 項に規定する短時間勤務の職を占める職員の勤務時間等については、福岡市教育委員会職員の勤務時間等に関する規則（平成 3 年福岡市教育委員会規則第 2 号）第 3 条の規定を準用する。</p> <p>5・6 （略）</p> <p>以下略</p>	<p>第 1 条 （略）</p> <p>（勤務時間等）</p> <p>第 2 条 （略）</p> <p>2・3 （略）</p> <p>4 前 3 項の規定にかかわらず、地方公務員法第22条の 4 第 1 項に規定する短時間勤務の職を占める職員の勤務時間等については、福岡市教育委員会職員の勤務時間等に関する規則（平成 3 年福岡市教育委員会規則第 2 号）第 3 条の規定を準用する。</p> <p>5・6 （略）</p> <p>以下略</p>

付議案第 29 号

福岡市立学校の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例施行規則の一部を改正する規則案

上記の付議案を提出する。

令和 5 年 3 月 28 日

福岡市教育委員会

教育長 石橋 正信

理由

本件は、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）の一部改正に伴い、所要の規定の整備を行う必要があるため、福岡市教育委員会事務委任規則第 2 条第 1 項第 2 号の規定により付議するものである。

福岡市立学校の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例施行規則の一部を改正する規則

福岡市立学校の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例施行規則（昭和 47 年福岡市教育委員会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 号中「第 28 条の 5 第 1 項」を「第 22 条の 4 第 1 項」に改める。

附 則

この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

福岡市立学校の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例施行規則（昭和 47 年福岡市教育委員会規則第 1 号）の一部を改正する規則案 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>第 1 条 （略）</p> <p>（短時間勤務職員等の教職調整額の端数計算）</p> <p>第 2 条 次に掲げる教育職員に支給する特別措置条例第 3 条第 1 項に規定する教職調整額（以下「教職調整額」という。）に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもって当該教職調整額とする。</p> <p>(1) 地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 28 条の 5 第 1 項に規定する短時間勤務の職を占める教育職員</p> <p>(2)・(3) （略）</p> <p>以下略</p>	<p>第 1 条 （略）</p> <p>（短時間勤務職員等の教職調整額の端数計算）</p> <p>第 2 条 次に掲げる教育職員に支給する特別措置条例第 3 条第 1 項に規定する教職調整額（以下「教職調整額」という。）に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもって当該教職調整額とする。</p> <p>(1) 地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 22 条の 4 第 1 項に規定する短時間勤務の職を占める教育職員</p> <p>(2)・(3) （略）</p> <p>以下略</p>

定数外職員の身分取扱に関する規則等の一部改正案（概要）

1 改正の理由

地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 条）の一部改正に伴い、所要の規定の整備を行う必要があるため。

2 改正の内容

地方公務員法における短時間勤務の職に係る規定が「第 28 条の 5 第 1 項」から「第 22 条の 4 第 1 項」に改正されたことに伴う所要の規定の整備を行う。

【付議案第 27 号】定数外職員の身分取扱に関する規則の一部を改正する規則案

【付議案第 28 号】単純な労務に雇用される職員の就業規則の一部を改正する規則案

【付議案第 29 号】福岡市立学校の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例施行規則の一部を改正する規則案

3 施行期日

令和 5 年 4 月 1 日

付議案第 30 号

福岡市教育委員会の任命に係る職員の定年等に関する規則案

上記の付議案を提出する。

令和 5 年 3 月 28 日

福岡市教育委員会

教育長 石橋 正信

理由

本件は、福岡市職員の定年等に関する条例の規定に基づき、福岡市教育委員会の任命に係る職員の定年等に関し必要な事項を定める必要があるため、福岡市教育委員会事務委任規則第 2 条第 1 項第 2 号の規定により付議するものである。

福岡市教育委員会の任命に係る職員の定年等に関する規則

福岡市教育委員会の任命に係る職員の定年等に関する規則を次のように制定する。

(趣旨)

第 1 条 この規則は、福岡市職員の定年等に関する条例(昭和 58 年福岡市条例第 62 号)の規定に基づき、福岡市教育委員会の任命に係る職員(以下「職員」という。)の定年等に関し必要な事項を定めるものとする。

(準用)

第 2 条 職員の定年等については、福岡市職員の定年等に関する条例施行規則(令和 5 年福岡市規則第 65 号)の規定(第 3 条の規定を除く。)を準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる同規則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第4条、第9条及び第10条、第12条及び第13条、附則第3項から附則第5項まで並びに附則第10項から附則第12項まで	市長	教育委員会
第5条	市長	市長又は教育委員会
第6条	給与条例別表第2イ 医療職 給料表(2)	福岡市立学校職員の給与に関する条例(昭和29年福岡市条例第12号。以下「学校給与条例」という。)別表第1の適用を受ける職員でその職務の級が3級であるもの若しくは学校給与条例第4条第2項において行政職給料表を準用する教育職員以外の学校職員でその職務の級が5級以上であるもの
第11条	市長は、市長の事務部局	教育委員会は、教育委員会事務局及び教育機関
附則第3項	給与条例附則第10項から附則第18項	給与条例附則第10項から附則第18項まで及び学校給与条例附則第5項から附則第14項

附則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第2条において準用する福岡市職員の定年等に関する条例施行規則(令和5年福岡市規則第65号)附則第2項の規定は、公布の日から施行する。

福岡市教育委員会の任命に係る職員の定年等に関する規則案（概要）

1 制定の理由

福岡市職員の定年等に関する条例の規定に基づき、福岡市教育委員会の任命に係る職員の定年等に関し必要な事項を定める必要があることから、新たに規則を制定するもの。

2 制定の主な内容

福岡市教育委員会の任命に係る職員の定年等に関する規則を制定し、市長事務部局の規則（福岡市職員の定年等に関する条例施行規則）の準用、読み替えを行うことにより、福岡市教育委員会の任命に係る職員の定年等に関し必要な事項を定めるもの。

※ 読み替え後の全文は別紙のとおり

【新設】	福岡市教育委員会の任命に係る職員の定年等に関する規則
(1) 定年に達している職員の任用の制限【読替後第4条関係】	<ul style="list-style-type: none"> ・ 定年に達している職員は採用できない。 ※ 出向者等を定年退職日以前に採用する場合を除く。 ・ 定年に達している職員は、定年退職日後、昇任・降任・転任できない。 ※ 勤務延長職員の組織変更や、人事管理上の必要性に鑑み、退職の日に限り臨時的に置かれる職への転任を除く。
(2) 条例第6条に係る「管理監督職から除かれる職」を規定【読替後第5条関係】	<ul style="list-style-type: none"> ・ 退職の日に限り臨時的に置かれる管理監督職 ・ 特別職となる予定の職員を臨時的に配置する管理監督職
(3) 条例第6条第6号に係る「任命権者が定める管理監督職」を規定【読替後第6条関係】	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学校の主幹教諭・指導教諭 ・ 高等学校の事務長、共同学校事務室の室長・係長、学校主査 ・ 用務員及び調理業務員の総括職長・職長
(4) その他の規定	<ul style="list-style-type: none"> ・ 異動期間が延長された管理監督職に組織変更等があった場合の取扱い ・ 定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員の任用に係る取扱い（不利益取扱いの禁止、明示事項、任用の同意 等） ・ 辞令書の交付が必要な事項 ・ 職員への定年及び定年退職日の周知 ・ 人事委員会への報告事項 ・ 条例附則第7項に係る「情報提供事項」及び「勤務の意思の確認事項」 等

3 施行期日

令和5年4月1日

定年前再任用及び暫定再任用の手続きについては、公布日から施行する。

福岡市教育委員会の任命に係る職員の定年等に関する規則による読み替え後の全文比較

市規則（福岡市職員の定年等に関する条例施行規則）	教育委員会規則による読み替え後
<p>第1章 総則 （趣旨）</p> <p>第1条 この規則は、福岡市職員の定年等に関する条例（昭和58年福岡市条例第62号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。 （定義）</p> <p>第2条 この規則において使用する用語の定義は、条例の例による。</p> <p>第2章 定年制度</p> <p>第3条 条例第3条第2項の任命権者が定める職員は、市長の事務部局に置かれた医療業務を担当する部署に勤務し、医療業務に従事する医師及び歯科医師のうち市長が定めるものとする。</p> <p>2 条例第3条第2項の任命権者が定める年齢は、年齢70年とする。 （定年に達している者の任用の制限）</p> <p>第4条 市長は、採用しようとする職に係る定年に達している者を、当該職に採用することができない。ただし、かつて職員であった者で、市長の要請に応じ、引き続き他の地方公共団体に属する職、国家公務員の職その他これらに準じる職で市長が定めるものに就き、引き続いてこれらの職に就いているもの（これらの職のうち一の職から他の職に一回以上引き続いて異動した者を含む。）を、採用しようとする職に係る定年退職日以前に採用する場合は、この限りでない。</p> <p>2 市長は、昇任し、降任し、又は転任しようとする職に係る定年に達している職員を、当該職に係る定年退職日後に、当該職に昇任し、降任し、又は転任することができない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。</p> <p>(1) 勤務延長職員（条例第4条第1項の規定により引き続き勤務することとされた職員及び同条第2項の規定により期限が延長された職員をいう。以下同じ。）を、組織の変更等により、勤務延長（同条第1項の規定により職員を引き続き勤務させることをいう。以下同じ。）に係る職の業務と同一の業務を行うことをその職務の主たる内容とする職に昇任し、降任し、又は転任する場合</p> <p>(2) 退職をする職員を、人事管理上の必要性に鑑み、当該退職の日に限り臨時的に置かれる職に転任する場合</p> <p>第3章 管理監督職勤務上限年齢制 （管理監督職から除かれる職）</p>	<p>第1章 総則 （趣旨）</p> <p>第1条 この規則は、福岡市職員の定年等に関する条例（昭和58年福岡市条例第62号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。 （定義）</p> <p>第2条 この規則において使用する用語の定義は、条例の例による。</p> <p>第2章 定年制度</p> <div data-bbox="1137 552 2112 603" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>教育委員会では特例定年の対象となる職がないため、第3条は準用しない。</p> </div> <p>（定年に達している者の任用の制限）</p> <p>第4条 教育委員会は、採用しようとする職に係る定年に達している者を、当該職に採用することができない。ただし、かつて職員であった者で、教育委員会の要請に応じ、引き続き他の地方公共団体に属する職、国家公務員の職その他これらに準じる職で教育委員会が定めるものに就き、引き続いてこれらの職に就いているもの（これらの職のうち一の職から他の職に一回以上引き続いて異動した者を含む。）を、採用しようとする職に係る定年退職日以前に採用する場合は、この限りでない。</p> <p>2 教育委員会は、昇任し、降任し、又は転任しようとする職に係る定年に達している職員を、当該職に係る定年退職日後に、当該職に昇任し、降任し、又は転任することができない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。</p> <p>(1) 勤務延長職員（条例第4条第1項の規定により引き続き勤務することとされた職員及び同条第2項の規定により期限が延長された職員をいう。以下同じ。）を、組織の変更等により、勤務延長（同条第1項の規定により職員を引き続き勤務させることをいう。以下同じ。）に係る職の業務と同一の業務を行うことをその職務の主たる内容とする職に昇任し、降任し、又は転任する場合</p> <p>(2) 退職をする職員を、人事管理上の必要性に鑑み、当該退職の日に限り臨時的に置かれる職に転任する場合</p> <p>第3章 管理監督職勤務上限年齢制 （管理監督職から除かれる職）</p>

第5条 条例第6条に規定する同条の規定を適用することが著しく不相当と認められる職として任命権者が定める職は、人事管理上の必要性に鑑み、当該職員の退職の日に限り臨時的に置かれる職及び市長の要請に応じ特別職に属する職員となることが予定されている職員を引き続き任用するため、人事管理上の必要性に鑑み、14日を超えない期間内（人事管理上特に必要と認める場合は必要と認める期間内）において臨時的に置かれる職とする。

（管理監督職に含まれる職）

第6条 条例第6条第6号に規定する同条第1号から第5号までに掲げる職に準じる職として任命権者が定めるものは、給与条例別表第2イ 医療職給料表(2)又は単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準を定める条例施行規則（昭和32年福岡市規則第53号）別表第1の適用を受ける職員で、その職務の級が5級以上であるものが占める職（同条第1号に掲げる職を除く。）とする。

（異動期間が延長された管理監督職に組織の変更等があった場合）

第7条 条例第10条第1項又は第2項の規定により異動期間が延長された管理監督職を占める職員が、組織の変更等により当該管理監督職の業務と同一の業務を行うことをその職務の主たる内容とする他の管理監督職を占める職員となる場合は、当該他の管理監督職を占める職員は、当該異動期間が延長された管理監督職を引き続き占めているものとみなす。

第4章 定年前再任用短時間勤務制

（定年前再任用短時間勤務職員の任用）

第8条 定年前再任用（条例第15条又は条令第16条第1項の規定により採用することをいう。以下同じ。）を行うに当たっては、法第13条に定める平等取扱いの原則及び法第15条に定める任用の根本基準の規定に違反してはならない。

2 年齢60年以上退職者が法第52条第1項に規定する職員団体の構成員であったことその他法第56条に規定する事由を理由として定年前再任用に関し不利益な取扱いをしてはならない。

（定年前再任用希望者に明示する事項及び定年前再任用希望者の同意）

第9条 市長は、定年前再任用を行うに当たっては、あらかじめ、定年前再任用をされることを希望する者（以下この条において「定年前再任用希望者」という。）に次に掲げる事項を明示し、その同意を得なければならない。当該定年前再任用希望者の定年前再任用までの間に、明示した事項の内容を変更する場

第5条 条例第6条に規定する同条の規定を適用することが著しく不相当と認められる職として任命権者が定める職は、人事管理上の必要性に鑑み、当該職員の退職の日に限り臨時的に置かれる職及び市長又は教育委員会の要請に応じ特別職に属する職員となることが予定されている職員を引き続き任用するため、人事管理上の必要性に鑑み、14日を超えない期間内（人事管理上特に必要と認める場合は必要と認める期間内）において臨時的に置かれる職とする。

（管理監督職に含まれる職）

第6条 条例第6条第6号に規定する同条第1号から第5号までに掲げる職に準じる職として任命権者が定めるものは、福岡市立学校職員の給与に関する条例（昭和29年福岡市条例第12号。以下「学校給与条例」という。）別表第1の適用を受ける職員でその職務の級が3級であるもの若しくは学校給与条例第4条第2項において行政職給料表を準用する教育職員以外の学校職員でその職務の級が5級以上であるもの又は単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準を定める条例施行規則（昭和32年福岡市規則第53号）別表第1の適用を受ける職員でその職務の級が5級以上であるものが占める職（同条第1号に掲げる職を除く。）とする。

（異動期間が延長された管理監督職に組織の変更等があった場合）

第7条 条例第10条第1項又は第2項の規定により異動期間が延長された管理監督職を占める職員が、組織の変更等により当該管理監督職の業務と同一の業務を行うことをその職務の主たる内容とする他の管理監督職を占める職員となる場合は、当該他の管理監督職を占める職員は、当該異動期間が延長された管理監督職を引き続き占めているものとみなす。

第4章 定年前再任用短時間勤務制

（定年前再任用短時間勤務職員の任用）

第8条 定年前再任用（条例第15条又は条令第16条第1項の規定により採用することをいう。以下同じ。）を行うに当たっては、法第13条に定める平等取扱いの原則及び法第15条に定める任用の根本基準の規定に違反してはならない。

2 年齢60年以上退職者が法第52条第1項に規定する職員団体の構成員であったことその他法第56条に規定する事由を理由として定年前再任用に関し不利益な取扱いをしてはならない。

（定年前再任用希望者に明示する事項及び定年前再任用希望者の同意）

第9条 教育委員会は、定年前再任用を行うに当たっては、あらかじめ、定年前再任用をされることを希望する者（以下この条において「定年前再任用希望者」という。）に次に掲げる事項を明示し、その同意を得なければならない。当該定年前再任用希望者の定年前再任用までの間に、明示した事項の内容を変更す

合も、同様とする。

- (1) 定年前再任用を行う職に係る職務内容
- (2) 定年前再任用を行う日
- (3) 定年前再任用に係る勤務地
- (4) 定年前再任用をされた場合の給与
- (5) 定年前再任用をされた場合の1週間当たりの勤務時間
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

第5章 雑則

(辞令書の交付)

第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、職員に辞令書を交付しなければならない。ただし、辞令書の交付によらないことを適当と認めるときは、辞令書に代わる文書の交付その他適当な方法をもって辞令書の交付に代えることができる。

- (1) 職員が定年退職（法第28条の6第1項の規定により退職することをいう。以下同じ。）をする場合
- (2) 勤務延長を行う場合
- (3) 勤務延長期限（条例第4条第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限をいう。以下同じ。）を延長する場合
- (4) 勤務延長期限を繰り上げる場合
- (5) 勤務延長職員を昇任し、降任し、又は転任したことにより、勤務延長職員ではなくなった場合
- (6) 勤務延長の期限の到来により職員が当然に退職する場合
- (7) 他の職への降任等をする場合
- (8) 条例第10条第1項から第4項までの規定により異動期間を延長する場合
- (9) 異動期間の期限を繰り上げる場合
- (10) 条例第10条第1項から第4項までの規定により異動期間を延長した後、管理監督職勤務上限年齢が当該職員の年齢を超える管理監督職に異動し、当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達していない職員となった場合
- (11) 定年前再任用を行う場合
- (12) 任期の満了により条例第15条又は第16条第1項の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）が当然に退職する場合

(職員への周知)

第11条 市長は、市長の事務部局の職員に係る定年及び定年退職日を適当な方法によって職員に周知させなければならない。

る場合も、同様とする。

- (1) 定年前再任用を行う職に係る職務内容
- (2) 定年前再任用を行う日
- (3) 定年前再任用に係る勤務地
- (4) 定年前再任用をされた場合の給与
- (5) 定年前再任用をされた場合の1週間当たりの勤務時間
- (6) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める事項

第5章 雑則

(辞令書の交付)

第10条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合には、職員に辞令書を交付しなければならない。ただし、辞令書の交付によらないことを適当と認めるときは、辞令書に代わる文書の交付その他適当な方法をもって辞令書の交付に代えることができる。

- (1) 職員が定年退職（法第28条の6第1項の規定により退職することをいう。以下同じ。）をする場合
- (2) 勤務延長を行う場合
- (3) 勤務延長期限（条例第4条第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限をいう。以下同じ。）を延長する場合
- (4) 勤務延長期限を繰り上げる場合
- (5) 勤務延長職員を昇任し、降任し、又は転任したことにより、勤務延長職員ではなくなった場合
- (6) 勤務延長の期限の到来により職員が当然に退職する場合
- (7) 他の職への降任等をする場合
- (8) 条例第10条第1項から第4項までの規定により異動期間を延長する場合
- (9) 異動期間の期限を繰り上げる場合
- (10) 条例第10条第1項から第4項までの規定により異動期間を延長した後、管理監督職勤務上限年齢が当該職員の年齢を超える管理監督職に異動し、当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達していない職員となった場合
- (11) 定年前再任用を行う場合
- (12) 任期の満了により条例第15条又は第16条第1項の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）が当然に退職する場合

(職員への周知)

第11条 教育委員会は、教育委員会事務局及び教育機関の職員に係る定年及び定年退職日を適当な方法によって職員に周知させなければならない。

<p>(報告)</p> <p>第12条 市長は、次の各号に掲げる場合には、速やかに、当該各号に定める事項を人事委員会に報告しなければならない。</p> <p>(1) 第4条第2項ただし書(第1号に係る部分に限る。)の規定による昇任、降任又は転任を行った場合 当該昇任、降任又は転任の内容</p> <p>(2) 勤務延長の期限の延長を行った場合 当該勤務延長の期限の延長の状況</p> <p>2 市長は、毎年6月末日までに、次に掲げる事項を人事委員会に報告しなければならない。</p> <p>(1) 前年度に定年に達した職員に係る勤務延長の事由及び期限の状況</p> <p>(2) その年の前年の4月2日からその年の4月1日までの間に条例第10条第1項から第4項までの規定により異動期間が延長された管理監督職を占める職員に係る当該異動期間の延長の状況</p> <p>(3) 前年度における定年前再任用の状況</p> <p>(規定外の事項)</p> <p>第13条 この規則に定めるもののほか、職員の定年等の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。</p> <p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 この規則は、令和5年4月1日に施行する。ただし、次項の規定は公布の日から施行する。</p> <p>(準備行為)</p> <p>2 第9条の規定による定年前再任用の手續及び附則第10項の規定による暫定再任用の手續は、この規則の施行前においても行うことができる。</p> <p>(情報の提供)</p> <p>3 条例附則第7項の規定により職員に提供する情報は、次に掲げる情報(第1号、第3号及び第4号に掲げる情報にあっては、当該職員が年齢60年に達した日以後に適用される措置に関する情報に限る。)とする。</p> <p>(1) 法第28条の2から第28条の5までの規定による管理監督職勤務上限年齢による降任等に関する情報</p> <p>(2) 定年前再任用短時間勤務職員の任用に関する情報</p> <p>(3) 給与条例附則第10項から附則第18項までの規定による年齢60年に達した日後における最初の4月1日以後の当該職員の給料月額を引き下げる給与に関する特例措置に関する情報</p> <p>(4) 福岡市職員退職手当支給条例(平成16年福岡市条例第10号)附則第37項から附則第40項までの規定による当該職員が年齢60年に達した日の属する年度の</p>	<p>(報告)</p> <p>第12条 教育委員会は、次の各号に掲げる場合には、速やかに、当該各号に定める事項を人事委員会に報告しなければならない。</p> <p>(1) 第4条第2項ただし書(第1号に係る部分に限る。)の規定による昇任、降任又は転任を行った場合 当該昇任、降任又は転任の内容</p> <p>(2) 勤務延長の期限の延長を行った場合 当該勤務延長の期限の延長の状況</p> <p>2 教育委員会は、毎年6月末日までに、次に掲げる事項を人事委員会に報告しなければならない。</p> <p>(1) 前年度に定年に達した職員に係る勤務延長の事由及び期限の状況</p> <p>(2) その年の前年の4月2日からその年の4月1日までの間に条例第10条第1項から第4項までの規定により異動期間が延長された管理監督職を占める職員に係る当該異動期間の延長の状況</p> <p>(3) 前年度における定年前再任用の状況</p> <p>(規定外の事項)</p> <p>第13条 この規則に定めるもののほか、職員の定年等の実施に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。</p> <p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 この規則は、令和5年4月1日に施行する。ただし、次項の規定は公布の日から施行する。</p> <p>(準備行為)</p> <p>2 第9条の規定による定年前再任用の手續及び附則第10項の規定による暫定再任用の手續は、この規則の施行前においても行うことができる。</p> <p>(情報の提供)</p> <p>3 条例附則第7項の規定により職員に提供する情報は、次に掲げる情報(第1号、第3号及び第4号に掲げる情報にあっては、当該職員が年齢60年に達した日以後に適用される措置に関する情報に限る。)とする。</p> <p>(1) 法第28条の2から第28条の5までの規定による管理監督職勤務上限年齢による降任等に関する情報</p> <p>(2) 定年前再任用短時間勤務職員の任用に関する情報</p> <p>(3) 給与条例附則第10項から附則第18項まで及び学校給与条例附則第5項から附則第14項までの規定による年齢60年に達した日後における最初の4月1日以後の当該職員の給料月額を引き下げる給与に関する特例措置に関する情報</p> <p>(4) 福岡市職員退職手当支給条例(平成16年福岡市条例第10号)附則第37項から附則第40項までの規定による当該職員が年齢60年に達した日の属する年度の</p>
--	--

<p>3月31日から条例第3条第1項に規定する定年に達する日の属する年度の3月31日の前日までの間に非違によることなく退職をした場合における退職手当の基本額を当該職員が当該退職をした日に定年退職をしたものと仮定した場合における額と同額とする退職手当に関する特例措置に関する情報</p> <p>(5) 前各号に掲げるもののほか、条例附則第7項の規定により勤務の意思を確認するため必要であると市長が認める情報 (勤務の意思の確認)</p> <p>4 市長は、条例附則第7項の規定により職員の勤務の意思を確認する場合は、そのための期間を十分に確保するよう努めなければならない。</p> <p>5 勤務の意思の確認においては、次に掲げる事項を確認するものとする。</p> <p>(1) 引き続き常時勤務を要する職を占める職員として勤務する意思 (2) 年齢60年に達する日以後の退職の意思 (3) 定年前再任用短時間勤務職員として勤務する意向 (4) その他市長が必要と認める事項 (令和4年改正条例附則第3条第1項の規定による勤務についての準用)</p> <p>6 第4条第2項、第10条(第1号から第6号までに係る部分に限る。)及び第12条第1項の規定は、地方公務員法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例(令和4年福岡市条例第33号。以下「令和4年改正条例」という。)附則第3条第1項の規定による勤務について準用する。 (令和4年改正条例附則第3条第2項の規定により昇任し、降任し、又は転任することができない場合についての準用)</p> <p>7 第4条第2項ただし書及び第12条第1項の規定は、令和4年改正条例附則第3条第2項の規定により昇任し、降任し、又は転任することができない場合について準用する。 (暫定再任用職員の任用)</p> <p>8 暫定再任用(令和4年改正条例附則第4条第1項若しくは第2項、附則第5条第1項若しくは第2項、附則第6条第1項若しくは第2項又は附則第7条第1項若しくは第2項の規定により採用することをいう。以下同じ。)を行うに当たっては、法第13条に定める平等取扱いの原則及び法第15条に定める任用の根本基準の規定に違反してはならない。</p> <p>9 年齢60年以上退職者が法第52条第1項に規定する職員団体の構成員であったことその他法第56条に規定する事由を理由として暫定再任用に関し不利益な取扱いをしてはならない。 (暫定再任用をされることを希望する者に明示する事項)</p> <p>10 市長は、暫定再任用を行うに当たっては、あらかじめ、暫定再任用をされることを希望する者に、次に掲げる事項を明示するものとする。</p>	<p>3月31日から条例第3条第1項に規定する定年に達する日の属する年度の3月31日の前日までの間に非違によることなく退職をした場合における退職手当の基本額を当該職員が当該退職をした日に定年退職をしたものと仮定した場合における額と同額とする退職手当に関する特例措置に関する情報</p> <p>(5) 前各号に掲げるもののほか、条例附則第7項の規定により勤務の意思を確認するため必要であると教育委員会が認める情報 (勤務の意思の確認)</p> <p>4 教育委員会は、条例附則第7項の規定により職員の勤務の意思を確認する場合は、そのための期間を十分に確保するよう努めなければならない。</p> <p>5 勤務の意思の確認においては、次に掲げる事項を確認するものとする。</p> <p>(1) 引き続き常時勤務を要する職を占める職員として勤務する意思 (2) 年齢60年に達する日以後の退職の意思 (3) 定年前再任用短時間勤務職員として勤務する意向 (4) その他教育委員会が必要と認める事項 (令和4年改正条例附則第3条第1項の規定による勤務についての準用)</p> <p>6 第4条第2項、第10条(第1号から第6号までに係る部分に限る。)及び第12条第1項の規定は、地方公務員法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例(令和4年福岡市条例第33号。以下「令和4年改正条例」という。)附則第3条第1項の規定による勤務について準用する。 (令和4年改正条例附則第3条第2項の規定により昇任し、降任し、又は転任することができない場合についての準用)</p> <p>7 第4条第2項ただし書及び第12条第1項の規定は、令和4年改正条例附則第3条第2項の規定により昇任し、降任し、又は転任することができない場合について準用する。 (暫定再任用職員の任用)</p> <p>8 暫定再任用(令和4年改正条例附則第4条第1項若しくは第2項、附則第5条第1項若しくは第2項、附則第6条第1項若しくは第2項又は附則第7条第1項若しくは第2項の規定により採用することをいう。以下同じ。)を行うに当たっては、法第13条に定める平等取扱いの原則及び法第15条に定める任用の根本基準の規定に違反してはならない。</p> <p>9 年齢60年以上退職者が法第52条第1項に規定する職員団体の構成員であったことその他法第56条に規定する事由を理由として暫定再任用に関し不利益な取扱いをしてはならない。 (暫定再任用をされることを希望する者に明示する事項)</p> <p>10 教育委員会は、暫定再任用を行うに当たっては、あらかじめ、暫定再任用をされることを希望する者に、次に掲げる事項を明示するものとする。</p>
--	--

<p>(1) 暫定再任用を行う職に係る職務内容</p> <p>(2) 暫定再任用を行う日及び任期の末日</p> <p>(3) 暫定再任用に係る勤務地</p> <p>(4) 暫定再任用をされた場合の給与</p> <p>(5) 暫定再任用をされた場合の1週間当たりの勤務時間</p> <p>(6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項 (辞令書の交付)</p> <p>11 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、辞令書を交付しなければならない。ただし、辞令書の交付によらないことを適当と認めるときは、辞令書に代わる文書の交付その他適当な方法をもって辞令書の交付に代えることができる。</p> <p>(1) 暫定再任用を行う場合</p> <p>(2) 暫定再任用職員（令和4年改正条例附則第2条第10号に規定する暫定再任用職員をいう。以下同じ。）の任期を更新する場合</p> <p>(3) 任期の満了により暫定再任用職員が当然に退職する場合 (報告)</p> <p>12 市長は、毎年6月末日までに、次に掲げる事項を人事委員会に報告しなければならない。</p> <p>(1) 前年度における暫定再任用の状況</p> <p>(2) 前年度における暫定再任用職員の任期の更新の状況</p>	<p>(1) 暫定再任用を行う職に係る職務内容</p> <p>(2) 暫定再任用を行う日及び任期の末日</p> <p>(3) 暫定再任用に係る勤務地</p> <p>(4) 暫定再任用をされた場合の給与</p> <p>(5) 暫定再任用をされた場合の1週間当たりの勤務時間</p> <p>(6) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める事項 (辞令書の交付)</p> <p>11 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合には、辞令書を交付しなければならない。ただし、辞令書の交付によらないことを適当と認めるときは、辞令書に代わる文書の交付その他適当な方法をもって辞令書の交付に代えることができる。</p> <p>(1) 暫定再任用を行う場合</p> <p>(2) 暫定再任用職員（令和4年改正条例附則第2条第10号に規定する暫定再任用職員をいう。以下同じ。）の任期を更新する場合</p> <p>(3) 任期の満了により暫定再任用職員が当然に退職する場合 (報告)</p> <p>12 教育委員会は、毎年6月末日までに、次に掲げる事項を人事委員会に報告しなければならない。</p> <p>(1) 前年度における暫定再任用の状況</p> <p>(2) 前年度における暫定再任用職員の任期の更新の状況</p>
--	---